

令和5年度 中小企業のイノベーション創出を支援する イノベーション・プロデューサーの公募要領

(令和5年度成長型中小企業等研究開発支援事業

(中小企業のイノベーション創出を支援する「イノベーション・プロデューサー」による活動支援実証事業))

※11月1日 赤字部分追記

令和5年10月19日

中小企業庁

中小企業庁は、中小企業のイノベーション創出を支援する「イノベーション・プロデューサー」による活動支援実証事業を実施するため、「イノベーション・プロデューサー」を以下の要領で広く募集します。

1. 募集の目的・概要

中小企業の稼ぐ力を強化し成長につなげるという観点で、イノベーションは大幅な成長をもたらす有力な手段の一つです。イノベーションを創出し、新製品・新サービスを生み出すためには、自社の強みの認識・言語化を行うとともに、既存事業の関係先以外のニーズを探索し、得られたニーズと自社の強みの間を往復しながら新製品・新サービスの構想・具体化を行い、差別化戦略を構築する機能が必要であり、こうした機能を補完又は中小企業に代わって提供する支援策が求められています。

中小企業庁では、イノベーションの創出を目指す成長志向型の中小企業を対象として、こうした機能を補完又は中小企業に代わって提供し、新製品・新サービスの創出を支援する「イノベーション・プロデューサー」のモデルとなる者及びそのチーム(以下、「実証事業者」という。)を3~5者募集します。選定された実証事業者には、中小企業による新製品・新サービスの構想段階から事業化までのプロセス・手法の整理にご協力いただくとともに、その活動の拡大(例:御自身の活動範囲の拡大、人材育成による新しいイノベーション・プロデューサーの増加)について実証事業を実施していただきます。

また、選定されなかった応募者の中から来年度以降のイノベーション・プロデューサー活動の実施可能性調査の対象として、トライアル実証を行う者を3~5者程度選定します。

なお、事業実施にあたっては、中小企業庁経営支援部イノベーションチーム(以下、「当チーム」とする)及び、中小企業庁から委託する実証事務局と事前に協議することとします。また、経済産業省及び中小企業庁によるイノベーション創出支援の取組や以下の報告書等を勧案してください。

■ 中小企業のイノベーションの在り方に関する有識者検討会

・ 中間とりまとめ報告書 概要

(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/innovation/report/20230622report_01.pdf)

・ 中間とりまとめ報告書

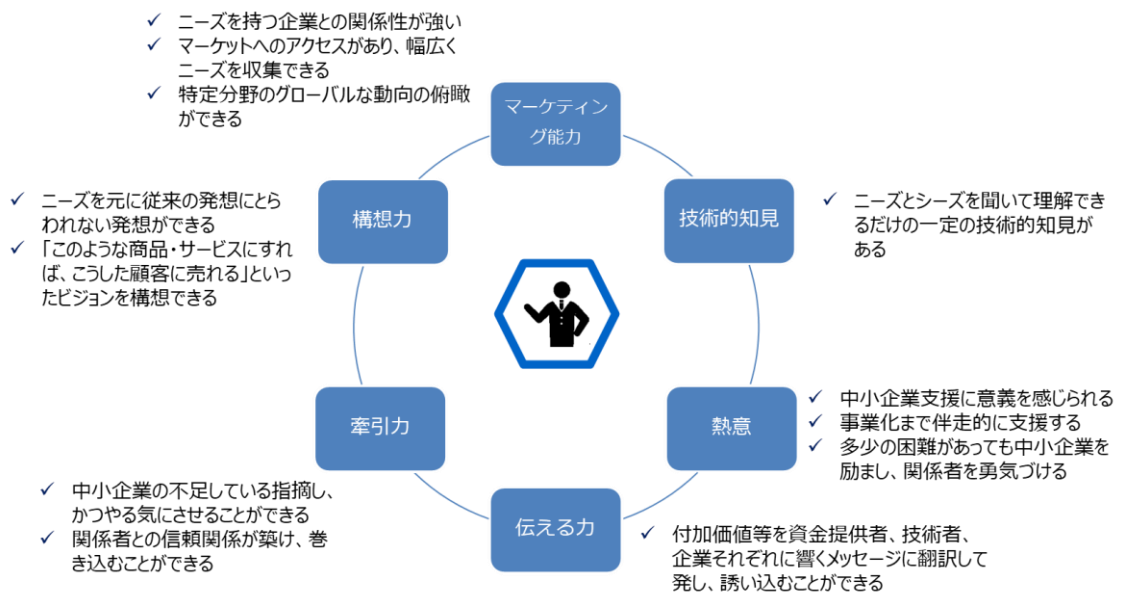
(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/innovation/report/20230622report_02.pdf)

2. 実証事業者(「イノベーション・プロデューサー」)の要件

以下の要件を満たす者とし、個人・法人の別や所属団体は問いません。

- 市場ニーズへのアクセス手段を有しており、幅広い市場調査を通じて、中小企業のコア技術・ノウハウを元に「このような商品・サービスにすれば、こうした顧客に売れる」という事業化のビジョンを構想できる。
- イノベーションのインパクトや期待される付加価値を中小企業、技術者・研究者、新商品・新サービスの潜在的な顧客、資金提供者等、それぞれに響くメッセージに翻訳して発信し、支援するイノベーション活動に誘い込むことができる。
- 中小企業のコア技術・ノウハウとマーケットニーズとの間にあるギャップを分析し、それを克服するため、研究開発やノウハウの磨き上げや外部機関との連携を指南できる。
- 本事業の中小企業支援としての公益性に賛同し、多少の困難があっても、事業化までやり遂げるよう、中小企業を励まし、関係者を勇気づけることができる。
- 構想段階から事業化まで中小企業を伴走支援できる。
- 中小企業を対象とした上記活動について実績があり、実証事業を行う十分な体制を有している。

【イノベーション・プロデューサーの備えるべきケイパビリティ】



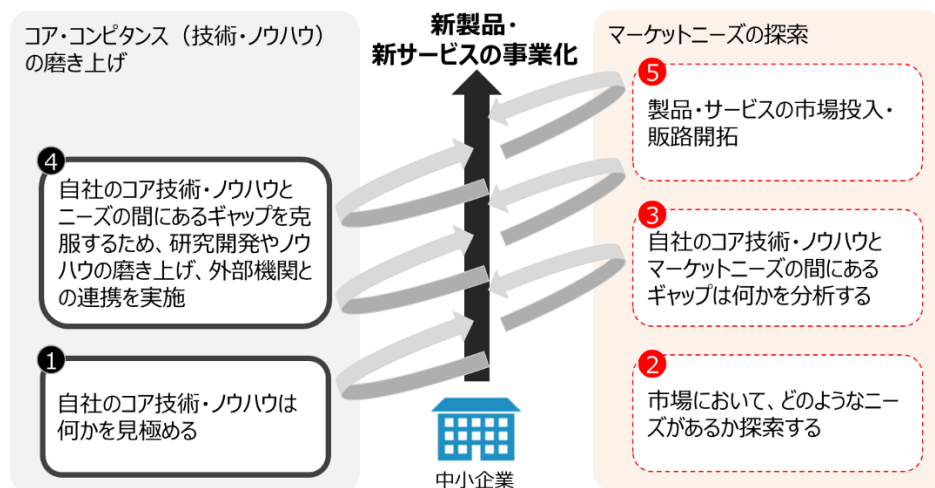
(出典: 第4回 中小企業のイノベーションの在り方に関する有識者検討会 事務局資料)

3. 実証事業者が行う事業の内容と留意事項

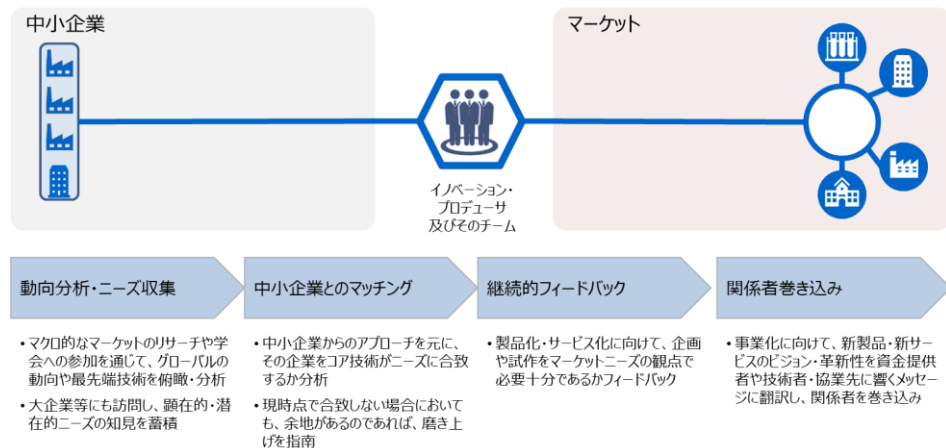
(1) 事業の内容

中小企業の新事業・新サービスの事業化につながるイノベーションのプロデュース活動をモデル事業として行っていただきます。イノベーションのプロデュース活動とは、市場ニーズの収集、ニーズと中小企業の強み(コア技術・ノウハウ)からの新製品・新サービスの構想、市場ニーズとのギャップを埋める指南、関係者の巻き込み、事業化等まで伴走的に支援する一連の作業を指します。

【技術とマーケティングの創発】



【イノベーション・プロデューサーの活動】



今回の実証では、従来から上記に類似した活動に実績を持つ方の活動を、さらに「拡大・強化」できるかどうかについて検証いたします。モデル事業の具体内容・方法については任意の内容としますが、以下のようなものが想定されます。

例1. イノベーション・プロデューサーの活動領域の拡大の実証

現在、イノベーション・プロデューサーが活動する領域とは異なる地域・分野においてプロデュース活動を行い、イノベーションにつながるプロジェクト組成ができるかを実証する。

例2. イノベーション・プロデューサー活動の担い手拡大の実証

イノベーション・プロデューサーが、実務を通じてイノベーション・プロデューサー候補の人材育成を行い、当該候補による同様の活動の再現性(イノベーション・プロデューサーの手法・ノウハウを元に同様の活動を行う事によって、同程度の成果が出せるか)を実証する。

また、事務局において、実証事業者へのヒアリングや、イノベーション・プロデューサー活動への同行をさせていただき、新製品・新サービスの構想段階から事業化実現までのプロセス・手法の整理を行います。調査範囲は、今回の実証内容に加え、イノベーション・プロデューサーの従来からの活動も含めます。

整理した内容を公表する場合は、対象者の了解を得た範囲とし、支援先企業等を含む情報が第三者へ提供されることはございません。

(2) 定期報告会への参加

実証事業者は、事業の進捗状況の報告や情報交換のため、事務局が開催する定期報告会に参加していただきます。定期報告会は、原則1か月に1回以上開催し、オンラインで行う事を可能とします。ただし、2か月に1回程度は現地での対面にて開催することとします。原則、定期報告会には中小企業庁も同席します。

(3) 実施可能性調査

実証事業者に選定されなかった応募者の中から、来年度以降の本実証事業の対象として有望であるかを調査するため、トライアルな実証事業を行う者を3~5者程度選定します。事業規模が小規模となるため、事業内容の見直しをお願いする場合があります。また、必要に応じて、(1)のプロセス・手法の整理にご協力いただく場合があります。

(4) 留意事項

- ▶ モデル事業については、イノベーション・プロデューサーが本事業とは別に従来から行っている業務と切り分けが出来るよう、日誌等をしっかりつけ、人件費や旅費等の活動費の算出を行ってください。
- ▶ **活動の拡大可能性を検証する事業となるため、従来から行っている業務は検証の対象になりません。**
- ▶ 構想段階から事業化までのイノベーションの創出には時間を要するため、本年度中は実証の一部にとどまることも可能とします。(例えばイノベーション・プロデューサー活動の担い手拡大の実証を行う場合に、本年度中に行う内容が、後継者への適用させる手法・ノウハウの整理のみとなる場合でも可能とします。)
- ▶ 来年度以降については、予算の確保・成立が前提となりますが、本事業は継続的に行う予定です。なお、来年度の実証事業者については、今年度の活動内容を踏まえ改めて選定いたします。

4. 実証事業者が支援対象とする中小企業

選定方法は任意の方法としますが、支援対象は次の要件を満たす中小企業とします。なお、全国に所在する中小企業を対象とし、特定の地域等に限定しないこととします。

支援対象となる中小企業について、事務局では募集を行いません。実証事業者にて、支援対象の発掘をお願いします。

<支援対象とする中小企業の要件>

- ▶ 中小企業者等(「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する「中小企業者」または同法第2条第5項に規定する「特定事業者」)であること(ただし、いわゆる「みなし大企業」については対象としない)
- ▶ 日本国内において事業を営み、本社を置いていること

<留意事項>

- ▶ 支援対象企業は、成長志向であり、プロダクトイノベーションへの熱意があり、イノベーション・プロデューサーからの助言に応えられる姿勢・体制がある企業が望ましい
- ▶ スタートアップ(設立15年以内の中小企業者等)については、排除はしないが、メインの対象とはしない

<みなし大企業の定義>

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
 - ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
 - ③ 大企業(外国法人含む)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
 - ④ 発行済株式の総数又は出資金額の総額が①～③に該当する法人の所有に属している法人
 - ⑤ ①～③に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人
- ※ 直接的、間接的に所有されているかどうかを問わず、条件に合致する場合には「みなし大企業」に該当するものとする

<大企業の定義>

中小企業者等以外で事業を行う者(自治体等公的機関を含む)のこと。

ただし、以下に該当する者については、「大企業」として取り扱わないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

5. 事業実施期間

契約締結日～令和6年3月上旬(具体的日付は事務局にて決定いたします。)

6. 応募資格

応募資格: 次の要件を満たす企業・団体、個人等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑦ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう)または暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと

7. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日: 令和5年10月19日(木)

締切日: 令和5年11月8日(水)17時必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、16. 問い合わせ先に連絡先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を令和5年10月23日(月)17時までに登録してください。(事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)
「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

開催日時: 令和5年10月24日(火)13時30分～14時30分

連絡の際は、メールの件名(題名)を必ず「令和5年度 中小企業のイノベーション創出を支援するイノベーション・プロデューサー説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「所属(部署名)」「出席者の氏名(ふりがな)」「電話番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

なお、説明会への出席につきましては、応募単位毎に3名まででお願い致します。説明会の会議 URL につきましてはご登録頂いた「E-mail アドレス」までご連絡致します。

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を(4)により提出してください。
 - ・ 申請書(様式1)
 - ・ 企画提案書(様式2、補足資料(任意、様式自由))
 - ・ 暴力団排除に関する誓約書(様式3)
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。応募書類は返却しません。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となります。また、契約通りに事業が実施されなかった場合、再委託費の全部または一部を減額する場合もあるので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより 16.問い合わせ先に記載の E-mail アドレスに提出してください。

メールの件名(題名)を必ず「【応募】令和5年度 中小企業庁のイノベーション創出を支援するイノベーション・プロデューサーの募集」とし、本文に「所属組織名」「所属(部署名)」「氏名(ふりがな)」「電話番号」「E-mail アドレス」を明記願います。なお、

メールを受信した後に経済産業省の担当者より、受信確認の返信を行います。2営業日以内に返信がない場合は、お手数ですが、中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム(03-3501-1816)まで電話でご連絡ください。なお、添付ファイルは合計10MBまでとなるようにしてください。ファイルサイズが10MBを超える場合は、複数のメールに分割して送付してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、公募要領等を熟読の上、注意して記入してください。

8. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて、提案に関するプレゼンやヒアリングへの対応をしていただく場合があります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 申請者が 2.の要件及び 6.の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1.事業の目的及び 4.事業の内容に合致しているか。
- ③ イノベーション・プロデューサーが十分な能力及び実績を有しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。

(3) 採択件数

実証事業を行う者 3~5者程度

上記に採択されなかった者のうち、実施可能性調査の対象となる者 3～5者程度

(4) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、中小企業庁のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

9. 契約について

(1) 契約形態等

採択された申請者について、事務局と提案者との間で再委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、事務局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

中	小	企	業	庁
---	---	---	---	---

(申請) ↑ ↓ (委託)

事	務	局
---	---	---

(申請) ↑ ↓ (再委託※)

イノベーション・プロデューサー(実証事業者※)

※実証事業者が希望する場合は、再委託でなく謝金の支払いとすることも可。

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

(2) 契約上限

実証事業を行う者は 3,000 万円

実施可能性調査の対象となる者は 1,000 万円

※ 上記2つの応募枠があるのではなく、実証事業者(上限 3,000 万円)に選定されなかった者の中から調査対象者(上限 1,000 万円)を選定します。

10. 成果物の納入

事業報告書の電子媒体1部を事務局に納入。事業報告書は、実証事業における成果のほか、実証事業期間終了後、事業化に向けて解決すべき課題の整理・解決方法の抽出を含め、次年度以降の計画策定を想定しています。

なお、実施にあたっては、事務局と協議のうえ作成にあたっていただきます。

11. 再委託金等の支払時期

再委託金等の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

ただし、事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い(概算払)も可能です。概算払を希望する場合は、事業開始後に事務局あて個別にご相談ください。支払いの額や時

期については、事務局と相談の上、決定することとします。なお、事業開始直後は数百万程度までの概算払いとなります。

12. 支払額の確定方法

事業終了後、実証事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として事務局が現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

13. 再々委託について

(1) 再々委託（実証事業者からの委託）、外注に関する体制等の確認

- ・ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再々委託はできません。
- ・ なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再々委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- 事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
 - 再々委託・外注先の業務執行管理（再々委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
 - 報告書（構成及び作成、再々委託・外注先の内容とりまとめ）
 - その他、執行管理業務と想定する業務 など
- ・ 総額に対する再々委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか
（「再々委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
 - ・ 再々委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること）。
 - ・ 提案書等において再々委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、実証事務局において再々委託内容の適切性などを確認し、実証事業者に対して、契約締結までに履行体制を含め再々委託内容の見直しの指示をする場合がある。
 - ・ なお、本事業は再々委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<参考：再々委託費率が高くなる傾向となる事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

(2) 一般管理費率の算出基礎の見直し

(一般管理費 = (人件費 + 事業費) (再々委託・外注費を除く) × 一般管理費率)

14. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費 ※採用に係る費用は認められません。
II. 事業費	
①旅費・交通費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
②会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費(会場借料、機材借料及び茶菓料(お茶代)等)
③専門家謝金・旅費	事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等)に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)
④借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
⑤消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。)の購入に要する経費
⑥印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
⑦補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
⑧通信運搬費	郵便料、運送代、通信・電話料等
⑨クラウド利用費	クラウドサービスの利用に関する経費(技術導入費を除く)。
III. 再々委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ再々委託するために必要な経費
IV. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

15. その他

- (1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、事務局が現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要なと認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- (2) 「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を十分ご確認の上応募してください。(https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

16. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム
E-mail: bzl-inobeka-gjjutsu@meti.go.jp

お問い合わせは可能な限り電子メールでお願いします。なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「【問合せ】令和5年度 中小企業のイノベーション創出を支援するイノベーション・プロデューサーの募集」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上